

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】	
地方消費税交付金（社会保障財源化分）	105,000 千円
【歳出】	
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	1,060,416 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国（県）支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	52,666	955	7,300	6,824	4,400	33,187
	障害者福祉事業	245,217	160,044	7,200	474	9,000	68,499
	子ども・子育て支援事業	62,577	2,648	9,900	6,799	26,400	16,830
社会保険	国民健康保険事業	86,909	47,444	0	0	4,600	34,865
	介護保険事業	261,718	10,992	0	4,223	28,700	217,803
	後期高齢者医療事業	227,050	36,037	0	0	22,300	168,713
保健衛生	社会福祉医療事業	64,023	22,682	12,500	0	3,400	25,441
	予防事業	22,935	505	0	0	2,600	19,830
	健康づくり推進事業	28,161	798	0	1,627	3,000	22,736
	母子保健事業	9,160	4,097	0	48	600	4,415
合計		1,060,416	286,202	36,900	19,995	105,000	612,319

※ この資料は、地方税法第72条の116（平成26年4月1日施行）の規定を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 経費について明らかにするものである。